

Ⅲ 選挙運動

選挙運動は、誰でも自由に行えることが理想ですが、無制限な自由を認めると選挙が財力、権力等によってゆがめられ、有権者の意思を正しく代表する人々がかえって選ばれなくなってしまうおそれがあります。

このため、選挙運動の平等の確保と、金のかからない選挙の実現のため、選挙運動にいろいろな制限が加えられる一方、公営による選挙運動が広く認められています。

① 選挙運動

選挙運動とは、「特定の選挙において、特定の候補者の当選を目的として投票を得または得させるために、直接または間接に選挙人に働きかける必要かつ有利な行為」であるといわれています。選挙運動ができる期間は、届出をしてから投票日の前日までであり、これ以前に選挙運動とみられるような行為をすると、いわゆる「事前運動」として公選法により処罰されます。

しかし、立候補前に禁止されているのは選挙運動であり、選挙には関係があっても選挙運動に当たらない次のような行為についてまで禁止しているものではありません。

○立候補準備行為

政党の公認を求めること、候補者選考会を開催することなど

○選挙運動準備行為

選挙事務所、自動車等の借入れの内交渉を行うこと、ポスター、看板等を作成しておくこと、労働者の雇用の内交渉や選挙運動員の任務の割りふりを行うことなど

○政治活動

個人や政党による政策宣伝や議会報告演説会を行うことなど

○社交的行為

年賀、暑中見舞、退職のあいさつなどの社交的行為で、通常の時期、方法により通常の内容をもって行われるもの。

これらの行為はあくまでも準備行為、社交的行為にとどまるかぎりにおいて認められるものであり、これらの行為に名をかりた事前運動とみられるような行為や次のような行為はできません。

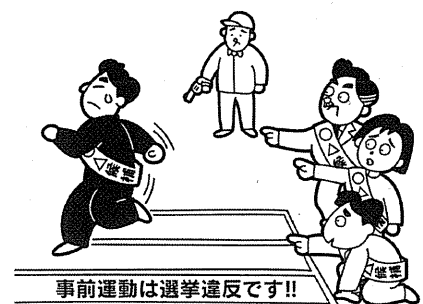
・年賀状、暑中見舞状などを選挙人に出すこと

立候補しようとしている者が、年賀状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を選挙人に送付すること。

※「V あいさつ状の禁止」を参照してください。

・後援会の会員の募集等に名を借りて売名行為等を行うこと

売名を目的として、選挙が行われる直前に、立候補しようとしている者の写真、経歴、政見、あいさつなどを掲載した



文書を作成し、その端に会員募集のための入会申込書などを印刷して、戸別に訪問して配付したり、郵便等により送付したりすること。

・形だけの推薦会を開催すること

立候補しようとする特定の者を当選させる目的をもって事前に推薦することを決め、例えば町内会の役員が町内会総会を招集して、役員の推薦している者を推薦するようにし向けること。

・事前に投票の依頼をすること

まだ選挙の告示もなく立候補もしていないのに、「今度、〇〇が立候補するから頼む」と友人や知人に投票を依頼すること。

問 答

問 立候補届出前に立候補を宣言する文書を労組事務所、工場内等に掲示することはできるか。

答 事前運動に当たるため、できない。

問 営業に関する宣伝ビラに立候補予定の社長の氏名や経歴を載せて頒布する行為を立候補の届出前に行った場合、事前運動に当たるか。

答 投票を獲得する意図を持って、ことさら社長の氏名を大きく掲載したような場合は事前運動に当たる。

問 立候補の意思を有する特定者の後援会を組織するために各戸を訪問し、署名を求めて歩く行為は差し支えないか。

答 立候補予定者の人格の敬慕、事業の後援等のため後援会を組織することは差し支えないが、署名を求める相手方の範囲、その時の言動などにより、立候補予定者の当選を図る目的をもってするものと認められるときは、事前運動に当たる。

問 市議会議員の選挙の際、特定の立候補予定者の後援会の会員が、その特定者を党公認とするために、各戸を訪問して公認候補に推薦する署名運動を行うことはできるか。

答 推薦署名を求めるために一般有権者の居宅を各戸に訪問するような場合は、事前運動に当たると認められる場合が多い。

2 選挙運動の期間

選挙運動ができる期間は、立候補の届出（衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙においては候補者名簿の届出）が受理されたときから投票日の前日までです。ただし、街頭演説や連呼行為は、午前8時から午後8時までしかできません。

〔投票日の当日にできる選挙運動〕

- 投票所または共通投票所を設けた場所の入口から直線距離で300メートル以外の区域に選挙事務所を設置すること。
- 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札および看板の類を合計3枚以内とちょうちん1個を掲示すること。
- 選挙運動の期間中、適法に掲示した選挙運動用ポスターを掲示しておくこと。
- 選挙運動の期間中にウェブサイト等に掲載した選挙運動用文書図画を、受信者の通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすること。

なお、投票日には前述した選挙運動しかできないので、次のような行為は許されません。

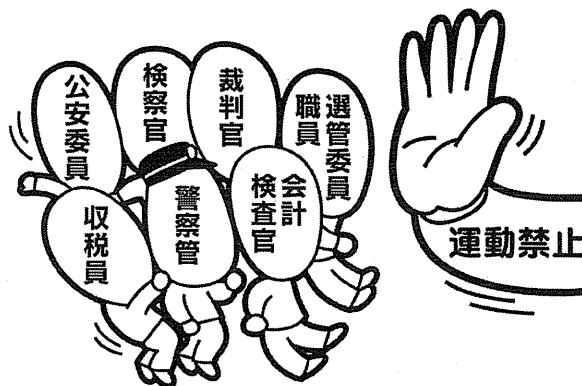
- (7) 投票日当日、選挙人が投票に行く路上に選挙運動員がたむろして、通りすがりの選挙人に「よろしく」とあいさつすること。
- (イ) 投票日当日、選挙運動員が自家用車を利用して、自分が応援する候補者に投票してもらうため、近隣者その他の選挙人を投票所または共通投票所まで送迎すること。
- (ウ) 公選法で定めた適法な選挙運動用の葉書を郵便によって発送しないで、投票日当日、選挙運動員が配って歩くこと。
- (エ) 投票日の朝になって選挙運動用ポスターを投票所または共通投票所の近くに移動し、または新たに掲示すること。
- (オ) 選挙運動用自動車に取り付けて使用した候補者氏名の入った看板その他の立札などを投票に行く選挙人に見えるような状態にしておくこと。

3 公務員等の選挙運動の禁止

1 特定公務員

次の公務員は、在職中、選挙の種類を問わず、また、職務の区域と関係なく、一切の選挙運動が禁止されます。

- (7) 中央選挙管理会の委員および中央選挙管理会の庶務に従事する総務省職員ならびに選管の委員および職員
- (イ) 裁判官
- (ロ) 検察官
- (ハ) 会計検査官
- (ニ) 公安委員会の委員
- (ホ) 警察官
- (ヘ) 収税官吏および徴税吏員



2 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者、選挙長および選挙分会長は、在職中、その関係区域内において選挙運動をすることができません。

また、不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。「その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味です。

3 年齢満 18 歳未満の者

年齢満 18 歳未満の者は、選挙運動をすることができません。

また、何人も年齢満 18 歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。ただし、選挙運動のための労務に使用することは差し支えありません。

〔選挙運動のための労務〕

選挙運動のための労務とは、選挙事務所において文書の発送や葉書のあて名書きをすとか、湯茶の接待をすとか、物品の運搬に従事するといった機械的作業に従事することをいいます。

これに対し、連呼行為や街頭演説を行ったり、個人演説会において弁士として演説するなど選挙人に直接働きかけるような行為は、たとえ与えられた原稿をそのまま読み上げ、あるいは丸暗記して機械的に繰り返すだけであっても選挙運動となります。

4 選挙犯罪者

選挙犯罪や政治資金規正法違反の罪により処罰され、選挙権および被選挙権を有しない者（いわゆる公民権停止者）は、選挙運動をすることができません。

5 一般職の公務員

一般職の国家公務員は、選挙運動をすることができません。

また、一般職の地方公務員は、その職員の属する地方公共団体の区域内においては、選挙運動をすることができません。

6 教育公務員

国立および公立学校の教育公務員は、選挙運動をすることができません。

7 特定の特別職の公務員

人事委員会および公平委員会の委員は、その属する地方公共団体の区域内においては、選挙運動をすることができません。

また、教育委員会の委員は、積極的に政治活動（選挙運動を含む。）をしてはならないこととされています。

8 公務員等の地位利用

公務員等は、その地位を利用して選挙運動をすることができません。

公務員等とは、次に掲げる公務員および公庫等の役職員などをいいます。

(1) 公務員

国または地方公共団体の職員で、一般職たると特別職たるとを問わず、すべての職員をいいます。

ここで、「すべての職員」とは、国または地方公共団体の事務または業務に従事する身分的契約関係に

ある者をいい、その根拠が法令であると予算であると、また、その職務内容が単なる労務の提供であると、勤務の態様が常勤であると非常勤であるとを問いません。

(2) 特定独立行政法人または特定地方独立行政法人の役職員

(3) 公庫の役職員

沖縄振興開発金融公庫の役職員

〔公務員等の地位利用〕

公務員等の地位利用とは、公務員および公庫の役職員がその地位にあるがため、特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力または便益を利用する意味であり、職務上の地位と選挙運動の行為が結びついている場合をいいます。

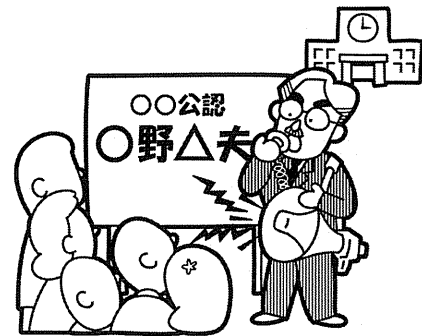
例えば、補助金の交付、許認可、契約の締結、検査その他の職務権限を有する公務員等が、地方公共団体、外郭団体、請負業者、関係者等に対し、その権限に基づく影響力を行使して投票を勧誘する場合等がこれに該当します。

9 教育者の地位利用

教育者（学校教育法に規定する学校の長および教員）

は、学校の児童、生徒および学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

「教育上の地位を利用して」とは、教育者としての立場を利用して児童、生徒または学生に直接選挙運動を行わせることに限らず、例えば、特定候補者に投票するよう児童を通じてその父兄に依頼する場合や父兄会の場で特定候補者への投票を働きかける行為なども含まれます。



問 答

問 知事、副知事、市町村長、副市町村長は選挙運動をすることができるか。

答 公選法第136条の2（公務員の地位利用による選挙運動の禁止）に規定する地位利用による選挙運動は禁止されている。地位利用に当たらない選挙運動は差し支えないが、副知事や副市町村長で徴税事務を委任されている場合は選挙運動はできない。

問 一般職の地方公務員が選挙運動用のポスターや葉書に推薦人の1人として氏名を連ねたり、選挙運動用ポスターの掲示責任者となることはできるか。

答 できない。地方公務員法第36条（政治的行為の制限）違反となる。

問 市行政区設置規則により委嘱された行政区長、連絡員および囑託員は公選法第136条の2第1項（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）の適用があるか。

答 適用があり、地位利用による選挙運動が禁止される。

問 現職の市町村長が、市町村長であることを明示せず、個人の資格で特定の候補者の街頭演説または個人演説会の会場において推薦演説を行うことはできるか。もちろん、この場合、当該市町村長は個人の資格と考えても、聴衆は市町村長であることを承知している。

答 それが直ちに地位利用による選挙運動に当たるものではない。ただし、演説の内容、演説の態様などによっては、地位利用による選挙運動に当たる場合がある。

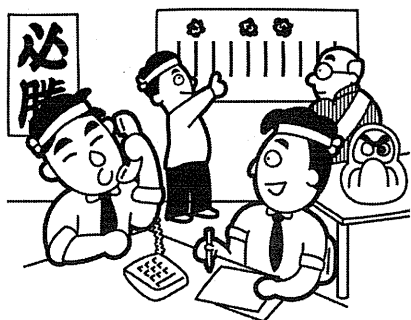
問 外国人は、選挙運動をすることができるのか。

答 公職選挙法上は、規制されない。ただし、場合によっては、出入国管理及び難民認定法第24条（退去強制）等の適用を受けることがある。

4 選挙事務所

選挙事務所とは、候補者（衆議院小選挙区選出議員選挙においては候補者および候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙においては候補者名簿を届け出た政党等、参議院比例代表選出議員の選挙においては候補者名簿を届け出た政党等および名簿登載者）の選挙運動に関する事務を取り扱う中心的場所となる所です。

選挙事務所の数は、候補者1人について1か所（衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者のほか候補者を届け出た政党等について候補者を届け出た選挙区ごとに1か所、衆議院比例代表選出議員の選挙においては、候補者名簿を届け出た選挙区の区域内の各都道府県ごとに1か所、参議院比例代表選出議員の



選挙においては、候補者名簿を届け出た政党等について都道府県ごとに1か所、名簿登載者について1か所）に制限されています。

選挙事務所は、投票日の当日、投票所または共通投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m以内の場所には置くことができません。また、選挙運動のために選挙事務所以外に休憩所などの設備を設けることも禁止されています。

〔選挙事務所の設置・移転・廃止〕

選挙事務所を設置することができる者は、候補者または候補者の承諾を得たその候補者の推薦届出者（衆議院小選挙区選出議員の選挙においては候補者のほか候補者を届け出た政党等、衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙においては候補者名簿を届け出た政党等）に限られています。

なお、選挙事務所には関係選管から交付された標札をその入口に必ず掲示しなければならないことになっています。ただし、地方公共団体の議会の議員および市町村長の選挙においては、標札を掲示する義務はありません。

選挙事務所を設置し、移転し、または廃止したときは、標札の交付を受けた関係選管および選挙事務所所在地の市町村の選管に届け出なければなりません。また、選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動することはできません。

5 文書図画による選挙運動

文書図画による選挙運動には厳しい規制が設けられており、定められたもの以外はできません。その理由は、文書図画による選挙運動を無制限に認めると、各候補者が文書図画の頒布や掲示について競争を行い、そのために各候補者が多くの費用をこれらに使うおそれがあり、選挙の公正を確保できないことになるからです。

〔文書図画〕

文書図画とは、文字もしくはこれに代わるべき符号または象形を用いて物体の上に多少永続的に記載された意識の表示をいい、その記載が文字その他これに代わる符号によって表示されたものを「文書」といい、象形によって表示されたものを「図画」といいます。この材料については、紙類を利用する場合だけでなく、布、木、金属などその種類を問わず、壁、塀、路面等も含まれます。また、記載の方法についての概念は非常に広く、印刷、彫刻、映写、電光等も記載の中に含まれます。

選挙運動における文書図画の範囲は、社会通念上のそれよりはるかに広く、書籍、新聞紙、雑誌、名刺、ポスター、ちょうちん、プラカード、看板、書状はもちろん、スライド、映画、ネオンサイン、電光文字、壁に書かれた文字、通路に書かれた砂文字などもっばら選挙人の視覚に訴えるものはここにいう文書図画に当たります。

1 頒布できる文書

選挙運動のために頒布（直接手渡す場合のほか、郵送や新聞折込み等も含みます。）することができる文書図画は、法定の通常葉書と選挙運動用ビラに限られ、頒布できる数量等は次のとおりです。

(1) 選挙運動用通常葉書（「選挙用」の表示をしたもの）

(ア) 頒布できる枚数

選挙の種類		候補者 1 人についての制限枚数	
国	衆議院小選挙区選出議員	候補者	35,000 枚
		候補者届出政党	20,000 枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た数
	衆議院比例代表選出議員	使用できない	
	参議院選挙区選出議員	① 当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数 が 1 である場合 35,000 枚	
		② ①の選挙区数が 1 を超える場合は、その 1 を増すごとに 2,500 枚を 35,000 枚に加えた数	
	参議院比例代表選出議員	名簿登載者	150,000 枚
		名簿届出政党等	使用できない
都道府県	知事	参議院選挙区選出議員と同じ	
	議会議員	8,000 枚	
市町村	指定都市	長	35,000 枚
		議会議員	4,000 枚
	指定都市以外	長	8,000 枚
		議会議員	2,000 枚
	町村	長	2,500 枚
		議会議員	800 枚

(イ) 頒布方法

発送は、郵便物の配達業務を取り扱う郵便局の窓口に差し出して行います。(路上で配るなど、郵送以外の方法により頒布することはできません。)

(2) 選挙運動用ビラ

(7) 頒布できる枚数等

選挙の種類			種類制限・枚数制限	
国	衆議院小選挙区選出議員	候補者	2種類以内、70,000枚	
		候補者届出政党	種類制限なし。40,000枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た数(ただし、届け出た候補者に係る選挙区ごとに40,000枚以内)	
	衆議院比例代表選出議員		2種類以内、枚数制限なし	
	参議院選挙区選出議員		2種類以内 ① 当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数 が1である場合は100,000枚 ② ①の選挙区数が1を超える場合は、その1を増すごとに15,000枚 を100,000枚に加えた数(その数が300,000枚を超える場合は、 300,000枚)	
			2種類以内、枚数制限なし	
都道府県	知事 議会議員	名簿登載者	2種類以内、250,000枚	
		名簿届出政党等	頒布できない	
市町村	参議院選挙区選出議員と同じ		参議院選挙区選出議員と同じ	
	指定都市	長	2種類以内、16,000枚 ※1	
		議会議員	2種類以内、70,000枚	
	指定都市 以外の市	長	2種類以内、8,000枚 ※1	
		議会議員	2種類以内、16,000枚	
	町村	長	2種類以内、4,000枚 ※1	
		議会議員	2種類以内、5,000枚	

※1 平成29年の公職選挙法の改正により、平成31年3月1日以後に期日を告示される選挙から、県議会議員および市議会議員の選挙においても、選挙運動用ビラの頒布ができることとなっています。

(イ) 頒布方法

選挙運動用ビラは、次の場所において頒布することができます。

- 候補者個人用(参議院比例代表選出議員の選挙における名簿登載者を含む。)の選挙運動用ビラ
 - ①新聞折込みによる頒布
 - ②候補者の選挙事務所内における頒布
 - ③個人演説会の会場内における頒布
 - ④街頭演説の場所における頒布
 - ⑤政党等の選挙事務所内、演説会場内、街頭演説の場所における頒布(衆議院小選挙区選出議員、衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙の場合に限る。)
- 政党等の選挙運動用ビラ
 - 候補者個人用の選挙運動用ビラの頒布方法と同じ

(ウ) 証紙の貼付

衆議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙運動用ビラには、その選挙に関する事務を管理する選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

(エ) 規格

候補者個人用（参議院比例代表選出議員の選挙における名簿登載者を含む。）の選挙運動用ビラについては 29.7cm×21cm（A 4 判）、候補者届出政党の選挙運動用ビラについては 42cm×29.7cm（A 3 判）を超えてはなりません。

衆議院名簿届出政党等の選挙運動用ビラについては、規格制限はありません。

(オ) その他

候補者個人用のビラの表面には、頒布責任者および印刷者の氏名（法人にあっては名称）、住所を記載しなければなりません。また、参議院比例代表選出議員の選挙における名簿登載者にあつては、これらのほか、当該名簿登載者に係る名簿届出政党等の名称および選挙運動用ビラである旨を表示する記号を記載しなければなりません。

また、政党等のビラの表面には、頒布責任者および印刷者の氏名（法人にあっては名称）、住所のほか、候補者届出政党のビラについては当該候補者届出政党の名称を、名簿届出政党等のビラについては当該名簿届出政党等の名称および選挙運動用ビラである旨を表示する記号を記載する必要があります。

(3) 選挙運動用パンフレット・書籍（いわゆるマニフェスト）

(ア) パンフレット等の種類制限等

選挙の種類	種類制限等	
衆議院議員総選挙	候補者届出政党 名簿届出政党等	政党等の本部において直接発行するパンフレットまたは書籍で 国政に関する重要政策等を記載したものとして総務大臣に届け 出たもの2種類以内（ただし、うち1種類は要旨等を記載した もの）
参議院議員通常選挙	名簿届出政党等	

(イ) 頒布方法等

パンフレット等は、政党等および当該政党等に所属する者で当該選挙の候補者である者の選挙事務所内、演説会の会場内、街頭演説の場所においてのみ頒布することができます。

(ロ) その他

パンフレット等の表紙には、当該候補者届出政党または名簿届出政党等の名称、頒布責任者および印刷者の氏名（法人にあっては名称）、住所ならびに総務大臣に届け出たパンフレット等である旨を表示する記号を記載しなければなりません。

また、パンフレット等に候補者の氏名または氏名類推事項（写真等）を掲載することは、当該政党等の代表者を除き禁止されています。

2 掲示できる文書

選挙運動のために掲示できる文書図面は、次に掲げるものに限られ、そのほかは一切使用できません。(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党は(1)(2)(4)(5)を、衆議院比例代表選出議員の選挙において名簿届出政党等は(1)(2)(4)(5)を、参議院比例代表選出議員の選挙において名簿届出政党等は(1)のみを、名簿登載者は(1)～(5)を掲示することができます。)

「掲示」とは、文書図面を一定の場所に掲げ、人に見えるようにすることのすべてをいい、ポスター、看板等の文書図面を壁などに取り付け、あるいは立てかける場合はもちろん、直接に壁、電柱、道路等に文字、絵画等を記載し、人目に触れるようにするようなことも含まれます。

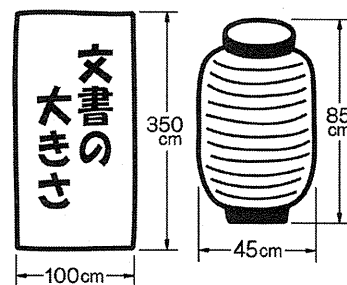
なお、選挙運動のためにアドバルーン、ネオンサインまたは電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類(屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類を除く。)を表示する行為は、違法な文書図面の掲示とみなされ、禁止されています。

(1) 選挙事務所を表示するための文書

選挙事務所においては、選挙事務所を表示するポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類を掲示することができます。

掲示できる数は、ちょうちんの類は1個、ポスター、立札および看板の類はその種類を問わず通じて3個までしか掲示できません。

また、掲示する文書の規格は、ちょうちんの類は高さ85cm、直径45cm以内、ポスター、立札および看板の類は縦350cm、横100cmを超えてはなりません。



(2) 選挙運動用自動車に取り付けて使用する文書

ポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類を掲示できます。ちょうちんの類は、高さ85cm、直径45cm以内の規格のものを1個しか掲示できません。ポスター、立札および看板の類については、数の制限はありませんが、規格については縦273cm、横73cm以内のものでなければなりません。

(3) 候補者が使用する文書

たすき、胸章および腕章の類を使用することができます。これらは、候補者が着用している限りにおいては、数、規格、記載内容に制限はありません。

(4) 演説会の会場において演説会の開催中使用する文書

個人演説会の会場で演説会の開催中に限りポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類を掲示することができます。

この場合、その数については次のような制限があります。

- (ア) 衆議院小選挙区選出議員の選挙、参議院選挙区選出議員の選挙、知事の選挙における個人演説会、候補者届出政党が行う政党演説会、衆議院名簿届出政党等が行う政党等演説会

個人演説会等の会場の内部に掲示できる文書図面は、ポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類に限られており、その数については、ちょうちんが1個に限られるほかは制限がありません。

会場の外では、立札および看板の類は、個人演説会にあつては5個以内、政党演説会にあつては届

け出た候補者に係る選挙区ごとに2個以内、政党等演説会にあっては届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに8個以内に限られています。

規格については、ポスター、立札および看板の類は縦273cm、横73cm以内、ちょうちんの類は高さ85cm、直径45cm以内とされています。

個人演説会等の会場の外に掲示できる立札および看板の類は、個人演説会等の開催中は必ず会場前に1個以上掲示しておく必要がありますが、個人演説会等のために使用されていないものは、個人演説会等の会場外のいずれの場所においても選挙運動のために使用することができます。

※ 個人演説会等の立札および看板の類には、当該選挙に関する事務を管理する選管が交付する表示板をつける必要があります。

(1) その他の選挙における個人演説会の場合

個人演説会の会場の内部に掲示できる文書図面は、(7)の場合と同様です。

会場の外においては、ポスター、立札および看板の類を会場ごとに2個以内掲示できます。また、ちょうちんの類は、会場の内部か外部に1個を掲示できます。

なお、掲示する文書図面の規格は、(7)の場合と同様です。

(5) 選挙運動用ポスター

選挙の種類	枚数制限	規格制限	掲示の方法等
衆議院小選挙区選出議員 (候補者)	公営のポスター掲示場の数	長さ42cm×幅30cm以内	公営のポスター掲示場ごとに公職の候補者1人につきそれぞれ1枚を掲示するほかは掲示できない。
衆議院小選挙区選出議員 (候補者届出政党)	候補者を届け出た都道府県において1,000枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内 (ただし、届け出た候補者に係る選挙区ごとに1,000枚以内) ※1	長さ85cm×幅60cm以内	掲示の箇所等についての注意 ① 国、地方公共団体が所有し、もしくは管理するものまたは不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には掲示できない。ただし、橋りょう、電柱、公営住宅、浴場および食堂には掲示できる。(管理者の承諾を得なければならない。) ② ポスターを他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者、居住者がいない場合にはその管理者、管理者がいない場合にはその所有者の承諾を得なければならない。
衆議院比例代表選出議員 (衆議院名簿届出政党等)	名簿を届け出た選挙区において500枚に当該選挙区における名簿登載者数を乗じて得た枚数以内(3種類以内) ※2	同上	同上

選挙の種類	枚数制限	規格制限	掲示の方法等
参議院選挙区選出議員	公営のポスター掲示場の数	長さ 42cm×幅 30cm 以内	公営のポスター掲示場ごとに公職の候補者 1 人につきそれぞれ 1 枚を掲示するほかは掲示できない。
参議院比例代表選出議員 (名簿登載者)	70,000 枚 ※2	同 上	衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党のポスターと同じ
知 事	公営のポスター掲示場の数	同 上	公営のポスター掲示場ごとに公職の候補者 1 人につきそれぞれ 1 枚を掲示するほかは掲示できない。
県 議 会 議 員	同 上 ※3	同 上	同 上
市 長	同 上 ※3	同 上	同 上
市 議 会 議 員	同 上 ※3	同 上	同 上
町 村 長	同 上 ※3	同 上	同 上
町 村 議 会 議 員	同 上 ※3	同 上	同 上

※1 ポスターに、県選管が交付する証紙を貼付しなければなりません。

※2 ポスターに、中央選挙管理会が交付する証紙を貼付しなければなりません。

※3 福井県議会議員ならびに福井県内の市町の長および議会議員の選挙においては、条例により、公選法第 144 条の 2 第 8 項に定める任意制ポスター掲示場が設置されます。これらの選挙においては、衆議院小選挙区選出議員の選挙等と同様、選挙運動用ポスターを当該ポスター掲示場以外の場所に掲示することはできません。

※4 いずれのポスターについても、表面に掲示責任者および印刷者の氏名（法人にあっては名称）、住所を記載しなければなりません。（候補者届出政党が使用するものについては当該候補者届出政党の名称、衆議院名簿届出政党等が使用するものについては当該政党等の名称および中央選挙管理会に届け出たポスターである旨を表示する記号を、参議院名簿搭載者が使用するものについては当該名簿搭載者に係る参議院名簿届出政党等の名称を併せて記載しなければなりません。）

(6) 個人演説会告知用ポスター

候補者が個人演説会の告知のために使用するポスターであり、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員および知事の選挙についてのみ認められています。規格は長さ 42cm、幅 10cm 以内で、個人演説会を告知するため、その日時、場所を記載し得るものでなければならず、公営のポスター掲示場にしか掲示できません。

なお、個人演説会告知用ポスターは、選挙運動用ポスターと合わせて長さ 42cm、幅 40cm 以内で作成することができますが、この場合も、個人演説会の日時、場所を記載し得るものでなければなりません。

※ 個人演説会告知用ポスターは、個人演説会の日時、場所を記入し得るようなものであれば、掲示する際に具体的な日時、場所の記載がなくても差し支えありません。

3 その他の文書

(1) 新聞広告

候補者は、選挙運動の期間中、衆議院小選挙区選出議員および参議院選挙区選出議員の選挙の場合は5回、知事選挙の場合は4回、その他の選挙（衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙を除く。）の場合は2回に限り、新聞に横9.6cm、縦2段組以内で自己の選挙運動のための広告ができます。

衆議院議員および参議院比例代表選出議員の選挙においては、候補者届出政党および名簿届出政党等は新聞広告をすることができます。

こうでなければいけません。

「穴があく程よく読んで・・・」



(2) 選挙公報

選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見等（衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙においては、名簿届出政党等の名称および略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴等）を掲載した文書であり、選管が発行します。

選挙公報は、衆議院議員、参議院議員および知事選挙においては、県の選管が選挙ごとに1回発行し、選挙の期日前2日までに各世帯に配布します。

※ 県の選管は、候補者等から提出された掲載文またはその写しを原文のまま選挙公報に掲載しなければならないこととされています。

※ 県議会議員、市町村長、市町村議会議員の選挙においては、条例で選挙公報を発行することを定めている場合に限り、県または市町村の選管が発行します。（福井県議会議員の選挙においては、平成29年に条例が成立し、次回の任期満了による一般選挙から選挙公報を発行します。）

4 脱法文書

選挙運動のための文書図画は、前述のとおり頒布と掲示に分けて一定の制限のもとに認められていますが、これらの制限を免れることを目的として、実際には選挙運動のために使用しながら外形的には著述や演芸の広告や会社の営業広告等のように装った文書図画が頒布または掲示される場合、これらの文書を脱法文書といい、公選法で禁止されています。

脱法文書は、次の2つに分けられます。

(1) 候補者の氏名などを表示した文書

何人も、選挙運動期間中は、著述、演芸等の広告その他どのような理由をもってするを問わず、選挙運動用文書図画の頒布または掲示の禁止を免れる行為として（選挙運動を目的として）、候補者の氏名もしくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称または候補者を推薦し、支持もしくは反対する者の名を表示した文書図画を頒布し、または掲示することはできません。

(2) 候補者の氏名などを表示したあいさつ状など

選挙運動期間中は、次の(ア)～(イ)の事項を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類似するあいさつ状を候補者の選挙区内に頒布し、または掲示することは、選挙運動を目的としているか否かにかかわらず脱法文書とみなされ、禁止されています。

- ※選挙運動期間外であっても、あいさつ状やあいさつを目的とする有料広告は禁止されています。

すべり込み文書とは、選挙運動期間前に頒布または掲示した立候補予定者の氏名等が記載されているビラ、ポスター等で立候補の届出後もそのまま掲示されていたり回覧されていたりするものをいいます。選挙運動期間中は、頒布したり掲示したりできる文書は一定のものに制限されていますが、この制限を免れるために上記のすべり込み文書が見受けられることがあります。これらはいかなる名目であっても、選挙運動期間中は頒布し、または掲示することが禁止されています。

特定候補者を推薦、支持する××組合のスローガンとして、特定候補者の掲げるスローガンと酷似するスローガンを組合名で屋外に掲示する場合は、スローガン、当該選挙区における立候補の状況、組合の支持する候補者の運動の状況等から判断して、特定候補者の当選を得しめまたは得しめない目的をもってなされたものと認められるときは違反となります。



問 答

問 「選挙用」の表示のない普通の葉書を選挙運動のために使用できるか。

答 使用できない。

問 「選挙用」の表示がされた葉書を、郵便によらず通行人などに頒布できるか。

答 郵便によらなければ頒布できない。

問 候補者の知人等がその友人、知人など多数に投票依頼の手紙を出すことはできるか。

答 選挙運動用通常葉書のほかは出すことができない。

問 病院の待合室などに「〇〇先生の当選を祈る」というピラを掲示することはできるか。

答 投票を得る目的のもとに掲示されたものと認められるため、掲示できない。

問 選挙運動用通常葉書に、「〇〇様 御家族御一同様」など複数の選挙人を対象としたあて名を記載することは可能か。

答 同一世帯にある選挙人数名の名を連記することは、通常的使用方法であり差し支えない。

問 選挙運動用通常葉書のあて名を「××会社御中」、「××課御一同様」と記載して郵送頒布することは差し支えないか。

答 個人の氏名を記載しないで「××会社御中」または「××課御一同様」と記載し、葉書の内容が回覧、掲示など特別の伝達方法によらなければ了知し得ないものであるときは許されない。

問 次のものは選挙運動に使用できるか。

(1) 懸垂幕 (2) プラカード (3) 旗・のぼり (4) 吹流し

答 (1)、(2)、(3)はポスター、立札、看板の類に含まれるため使用できるが、その規格や使用できる数に制限がある。(4)は使用できない。

問 ベニヤ板を使って作成された選挙用ポスターを使用することはできるか。

答 ポスターと認められないため、使用できない。

問 選挙人に対し、選挙事務所を開設したことを選挙運動用通常葉書以外の葉書で通知することはできるか。

答 できない。

問 一度頒布された選挙運動用ピラを回収し、再度頒布することはできるか。

答 できない。

問 選挙運動員が、スローガンを記載したスタッフジャンパーを着て街頭運動などの選挙運動に従事できるか。

答 選挙運動用のスローガンである場合、掲示が認められない文書図画にあたり、また、禁止された回覧行為にもあたるため、着用できない。

問 午前7時に街頭に立ち、選挙運動用ピラを頒布できるか。

答 ピラの街頭での頒布は街頭演説の場所に限られるが、街頭演説ができる時間は午前8時から午後8時までの間であるため、頒布できない。

6 インターネットを使った選挙運動

平成25年5月に公職選挙法が改正され、インターネットを使った選挙運動が可能となりました。これにより候補者・政党等はウェブサイト等（ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）および電子メールを利用した選挙運動が認められています。選挙に関し必要な情報を随時ウェブサイトや電子メール等で提供できるようになったことから、有権者のより適正な判断および投票行動に資することが期待され、選挙に対してより積極的な参加が可能となりました。

ただし、年齢満18歳未満の者の選挙運動は法律で禁止されており、年齢満18歳未満の者によるインターネットを使った選挙運動はできません。

◎インターネットを使った選挙運動・政治活動の可否の一覧

できること/できないこと		政党等	候補者	候補者・政党等の以外の者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS(フェイスブック、ツイッター、LINE等) ※1	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△ ※2	△ ※2	△ ※2
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△ ※3	△ ※3	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布(証紙なし)		×	×	×
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動		○	○	○
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動		○	○	○
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告	○	×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

※1 メッセージ機能を含む

※2 著作権隣接権者（放送事業者）の許諾があれば可

※3 新たな送信者として、送信主体や送信先制限（自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等）の要件を満たすことが必要

インターネットを使った選挙運動が出来るようになりました。

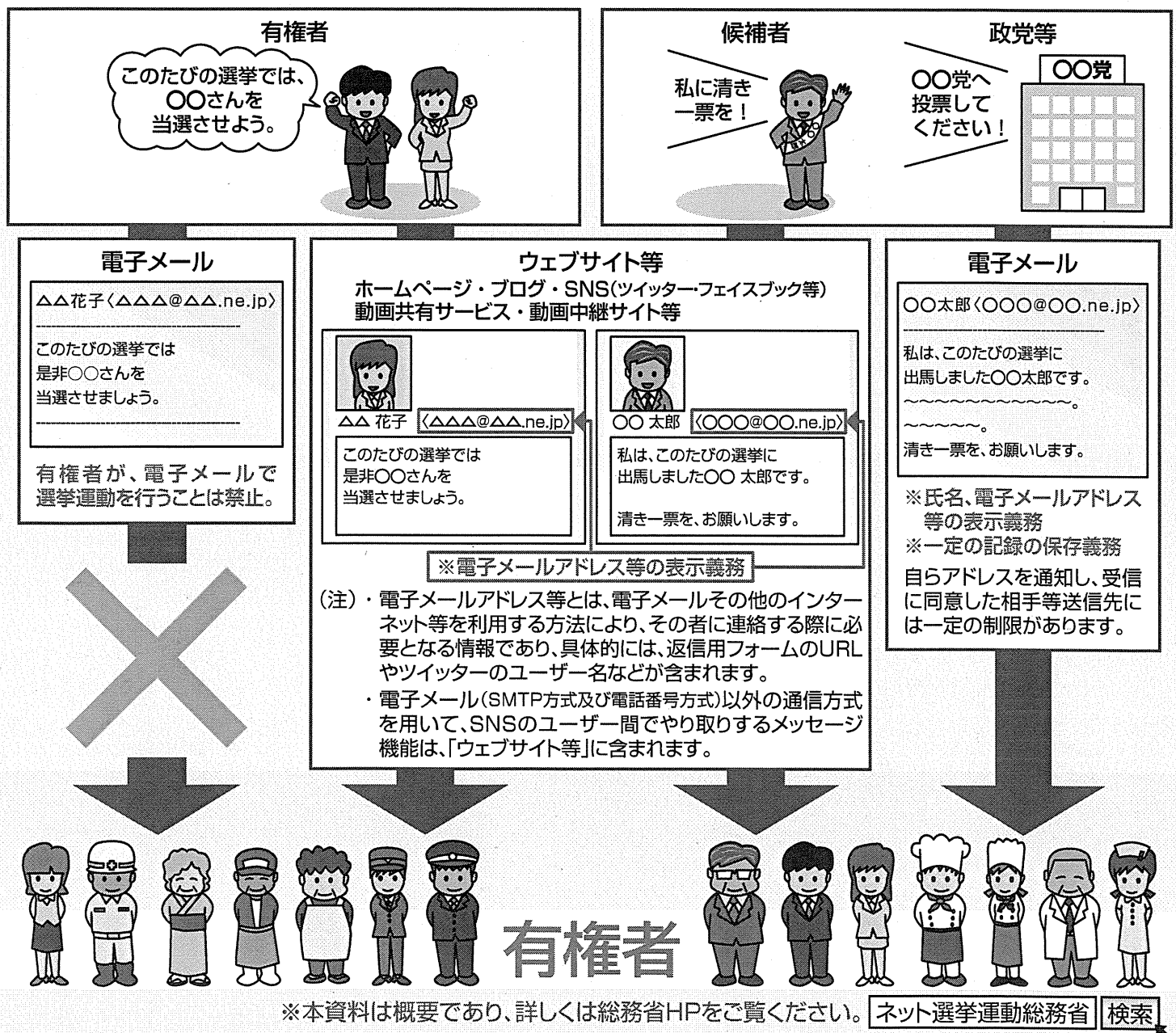
(注) 国政選挙及び地方選挙について適用されます。

①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動ができますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

(注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。

- ・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
- ・18歳未満の者等は選挙運動をすることができません。



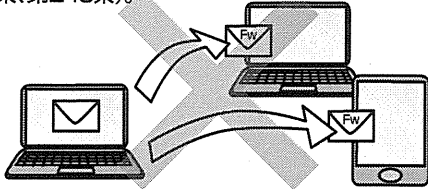
※本資料は概要であり、詳しくは総務省HPをご覧ください。 ネット選挙運動総務省 検索

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

選挙運動の方法等に関する規制(例)

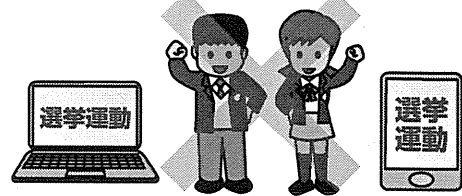
有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限ります。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



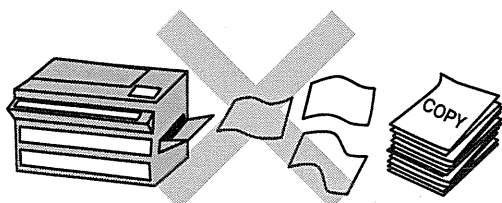
18歳未満の選挙運動は禁止されています！

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません！

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



氏名等を偽って通信してはいけません！

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません！

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注)プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。[ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)

7 言論による選挙運動

言論による選挙運動とは、候補者の考え方や政策を言葉によって、もっぱら選挙人の聴覚に訴える選挙運動をいいます。

各選挙において認められている言論による選挙運動は、概ね次の表のとおりです。

(○：実施可能)

経 歴 放 送	○			○			○			
政 見 放 送		○	○	○	○		○			
政党等演説会			○							
政党演説会		○								
個人演説会	○			○		○	○	○	○	○
連 呼 行 為	○	○	○	○		○	○	○	○	○
街 頭 演 説	○	○	○	○		○	○	○	○	○
選挙運動の種類 選挙の種類	候 補 者	候 補 者 届出政党	衆 議 院 比例代表 選出議員	参 議 院 選 挙 区 選出議員	名簿届出 政 党 等	名簿登載者	知 事	県議会議員	市町村長	市 町 村 議会議員
	衆議院小選挙区選出議員				参議院比例代表選出議員					

1 演説会

演説会とは、あらかじめ特定の候補者の選挙運動のための演説を行うことを周知し、それを聞くことを目的として会場に集まっている聴衆に向かって演説を行うことをいいます。

公選法で認められている演説会は、候補者個人が行う個人演説会、候補者届出政党が行う政党演説会および衆議院名簿届出政党等が行う政党等演説会のみであり、これ以外に選挙運動のための演説会を開催することは、いかなる名目でする場合も禁止されています。

(1) 個人演説会

個人演説会とは、候補者が自らの政見の発表や投票の依頼など選挙運動のために選挙人を参集させて開催する演説会をいいます。

個人演説会は、衆議院比例代表選出議員の選挙を除く各選挙に認められており、演説会の回数にも制限はありません。ただし、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員および知事の選挙の場合は、個人演説会の会場の前に県の選管が定めた表示をした立札および看板の類を1以上必ず掲示しなければならず、またその総数は5以内に限られていますので、同時に開催できる個人演説会は5か所までです。

なお、個人演説会を開催することができるのは候補者に限られており、候補者以外の第三者が主催して選挙運動のための個人演説会を開催することはできません。

(2) 個人演説会のために使用する施設

(ア) 公営施設を使用する場合

学校、公民館、地方公共団体の管理する公会堂および市町村の選管が指定する施設を使用する場合は、候補者1人について同一施設ごとに1回に限り無料で使用できます。また、これらの使用時間は1回について5時間以内です。

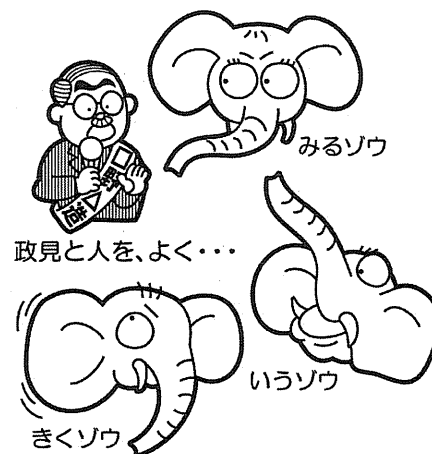
公営施設を使用するためには、使用する日の2日前までに所定の様式により公営施設が所在する市町村の選管に申し出なければなりません。

(イ) 公営施設以外の施設を使用する場合

施設の管理者の承諾を得て使用することになります。

この場合、国、地方公共団体が所有または管理する建物（公営住宅を除く。）は使用できません。

なお、1回の使用時間の制限はありません。



(3) 個人演説会の会場で掲示または頒布できる文書図画

(ア) 演説会場の内部

選挙の種類 掲示等ができる文書図画等		候補者個人が行うもの	
		衆議院小選挙区選出議員・ 参議院選挙区選出議員・知事	参議院比例代表選出議員・ 県議・市町村長・市町村議
掲 示 可 な も の	ポスター、立札、看板の類 (縦 273cm×横 73cm 以内)	枚数制限なし	枚数制限なし
	ちょうちん (高さ 85cm×直径 45cm 以内)	1 個	会場の内か外のいずれかに 1 個
	映写等の類	制限なし	制限なし
頒布できるもの	選挙運動用ビラ 〔長さ 29.7cm×幅 21cm 以内〕 〔選管の証紙を貼付したもの〕	頒布できる	参議院比例代表選出議員および 市町村長の選挙のみ頒布できる

※ これらの文書図画（ちょうちんを除く。）には、その表面に掲示責任者または頒布責任者の氏名、住所を記載しなければなりません。これに加え、選挙運動用ビラには印刷者の氏名、住所を記載しなければなりません。

(イ) 演説会場の外部

選挙の種類 掲示できる 文書図画等	候補者個人が行うもの	
	衆議院小選挙区選出議員・ 参議院選挙区選出議員・知事	参議院比例代表選出議員・ 県議・市町村長・市町村議
立札および看板の類 (縦 273cm×横 73cm 以内)	個人演説会の開催中、会場前に県の選管から交付された表示板を付けた立札および看板の類を 1 以上掲示しておかなければならない。 ※詳細については、下記(ウ)参照	立札および看板の類を通じて 2 以内 ※参議院比例代表選出議員の選挙における名簿登載者については、ポスター、立札および看板の類を通じて 2 以内
ちょうちん (高さ 85cm×直径 45cm 以内)	掲示できない	会場の内か外の いずれかに 1 個

※ これらの文書図画（ちょうちんを除く。）には、その表面に掲示責任者の氏名、住所を記載しなければなりません。

(ウ) 個人演説会用の表示板

衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員および知事の選挙においては、県の選管から、個人演説会用の表示板が5枚交付されます。

個人演説会の開催中は、演説会場の前に県の選管から交付された表示板を付けた立札および看板の類（縦 273cm、横 73cm 以内）を 1 以上必ず掲示しておかなければなりません。演説会場の外では、この表示板を付けた立札および看板の類以外の文書図画は、いっさい掲示することはできません。

この立札および看板の類は、個人演説会の開催中、必ず会場前に掲示しておかなければなりません。が、個人演説会用として使用しないものは、演説会場の外のいずれの場所においても選挙運動のために使用することができます。ただし、この場合、国または地方公共団体が所有し、もしくは管理するものまたは不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には掲示できません。（橋りょう、電柱、公営住宅、浴場および食堂には、管理者の承諾を得た上で掲示することができます。）また、立札および看板の類を他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者、居住者がいない場合はその管理者、管理者がいない場合はその所有者の承諾を得なければなりません。

なお、この立札および看板の類の記載内容に特に制限はないので、必ずしも「〇〇〇〇個人演説会（場）」と記載する必要はなく、党派、氏名のみでもよく、候補者の政見を記載することもできます。

問 答

問 個人演説会を同一時刻に2か所以上で開催することはできるか。

答 個人演説会の開催手続きをとれば差し支えない。なお、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員および知事の選挙の場合は、最大で５か所までしか同時に開催できないが、この場合、いずれの会場前においても県の選管から交付された表示板をつけた立札または看板の類を掲示しておく必要がある。

問 選挙の告示が例えば4月5日になされたときに、5日と6日にそれぞれ公営施設を利用して個人演説会を開催することはできるか。

答 公営施設を使用して個人演説会を開催する場合は、開催日の2日前までに公営施設が所在する市町村の選管に申し出る必要があるため、4月7日以後でなければ開催できない。

問 公営施設使用の個人演説会においては、施設を使用できる時間は5時間以内とされているが、これには個人演説会の準備や後片付けの時間を含むのか。

答 準備や後片付けの時間も含む。

(4) 政党演説会、政党等演説会（衆議院議員選挙のみ）

衆議院小選挙区選出議員の選挙において、候補者届出政党はその届け出た候補者の選挙運動のために政党演説会を、衆議院比例代表選出議員の選挙において、名簿届出政党等は当該名簿届出政党等の選挙運動のために政党等演説会を開催することができます。

これらの演説会については回数制限はなく、公営施設も使用できますが、すべて有償であり、公営施設を使用する場合は使用する日の2日前までに、所定の様式により公営施設が所在する市町村の選管に申し出なければなりません。

政党演説会、政党等演説会の会場において掲示または頒布できる文書図画は次のとおりです。

(7) 演説会場の内部

掲示等ができる文書図画等		候補者届出政党	衆議院名簿届出政党等
掲示できるもの	ポスター、立札、看板の類 (縦 273cm×横 73cm 以内)	枚数制限なし	枚数制限なし
	ちょうちん (高さ 85cm×直径 45cm)	1 個	1 個
頒布できるもの	選挙運動用ビラ	頒布できる 〔長さ 42cm×幅 29.7cm、種類制限なし〕 〔県選管の証紙を貼付したもの〕	頒布できる 〔規格制限なし、2 種類以内〕 〔中央選挙管理会に届け出たもの〕
	パンフレット・書籍 (いわゆるマニフェスト)	頒布できる 〔総務大臣に届け出たもの 2 種類以内〕 〔ただし、うち 1 種類は要旨等を記載したもの〕	

※ これらの文書図画（ちょうちんを除く。）には、その表面に掲示責任者または頒布責任者の氏名、住所ならびに候補者届出政党または衆議院名簿届出政党等の名称を記載しなければなりません。これらに加え、選挙運動用ビラには、印刷者の氏名、住所を記載するとともに、衆議院名簿届出政党等については届出ビラである旨を、パンフレット、書籍には総務大臣に届け出たパンフレット、書籍である旨を表示する記号を併せて記載しなければなりません。

(イ) 演説会場の外部

掲示できる文書図面等	候補者届出政党	衆議院名簿届出政党等
立札および看板の類 (縦 273cm×横 73cm 以内)	政党演説会の開催中、会場前に県の選管から交付された表示板を付けた立札および看板の類を 1 以上掲示 ※詳細については、下記 (ウ) 参照	政党等演説会の開催中、会場前に中央選挙管理会から交付された表示板を付けた立札および看板の類を 1 以上掲示 ※詳細については、下記 (ウ) 参照

※ これらの文書図画には、その表面に掲示責任者の氏名、住所ならびに候補者届出政党または衆議院名簿届出政党等の名称を記載しなければなりません。

※ 演説会場の外では、選挙運動用ビラやパンフレット、書籍を頒布することはできません。

(ウ) 政党演説会、政党等演説会用の表示板

候補者届出政党には、県の選管から、候補者を届け出た都道府県において 2 に届出候補者数を乗じて得た数の表示板が交付されます（ただし、届出候補者に係る選挙区ごとに 2 枚以内）。また、衆議院名簿届出政党等には、中央選挙管理会から、名簿を届け出た選挙区ごとに表示板が 8 枚交付されます。

政党演説会、政党等演説会の開催中は、演説会場の前に交付された表示板を付けた立札および看板の類を 1 以上必ず掲示しておかなければなりません。演説会用として使用しないものは、演説会場の外のいずれの場所においても選挙運動のために使用することができます。ただし、この場合、国または地方公共団体が所有し、もしくは管理するものまたは不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には掲示できません。（橋りょう、電柱、公営住宅、浴場および食堂には、管理者の承諾を得た上で掲示することができます。）また、立札および看板の類を他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者、居住者がいない場合はその管理者、管理者がいない場合にはその所有者の承諾を得なければなりません。

なお、この立札および看板の類の記載内容に特に制限はないので、必ずしも「〇〇〇〇党演説会（場）」と記載する必要はなく、党派のみでもよく、政見を記載することもできます。

2 街頭演説

(1) 街頭演説とは

街頭演説とは、街頭またはこれに類似する場所（公園、空地等）において、多数の人に向ってする選挙運動のための演説をいい、選挙事務所等の屋内から街頭に向かってする演説も街頭演説に含まれます。

(2) 街頭演説に関する規制等

(ア) 候補者個人が行う街頭演説は、必ず選管から交付される街頭演説用の標旗を掲げて行わなければなりません。交付される標旗の数は 1 本です。（参議院比例代表選出議員の選挙における名簿登載者については、中央選挙管理会から 6 本交付されます。）

また、衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿届出政党等が行う街頭演説については、

- ① 停止した選挙運動用自動車の車上およびその周囲で実施
- ② 演説者がその場所にとどまり、標旗を掲げて実施（標旗は、中央選挙管理会から、その届け出

た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、当該衆議院比例代表選出議員の選挙において選挙すべき議員の数に相当する本数が交付されます。)

のいずれかの方法により行うことができます。

- (イ) 街頭演説は、演説者が必ずその場所にとどまって演説することになります。したがって、歩行しながら、または走行中の選挙運動用自動車の車上から演説をすることはできません。

なお、衆議院議員の選挙において、候補者届出政党および名簿届出政党等が行う街頭演説については、停止している選挙運動用自動車の車上およびその周囲においてのみ行うことができます。

- (ロ) 街頭演説を行うことができる時間は、午前8時から午後8時までです。

- (ハ) 候補者個人が行う街頭演説の場所において選挙運動に従事できる者は、候補者1人について15人を超えてはいけません。また、これらの者は、選管が交付する選挙運動用の腕章（自動車乗用車腕章または選挙運動員用腕章）を着けていなければなりません。

なお、選挙運動用の腕章や街頭演説用の標旗を着けたまま町中を歩き回る行為は、文書の回覧行為として禁止されています。

- (ニ) 衆議院議員、参議院議員、知事および市町村長の選挙においては、街頭演説の場所で選挙運動用ビラを頒布することができます。また、衆議院議員および参議院議員の選挙においては、政党等のパンフレット、書籍（いわゆるマニフェスト）を頒布することもできます。

- (ホ) 街頭演説をする者は、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないよう努めなければなりません。また、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければなりません。

- (ヘ) 街頭演説の場所において、街頭演説の一部として連呼をすることは許されています。

〔連呼行為〕

連呼行為とは、短時間に同一内容の短い言葉を連続して繰り返して呼びかけることをいい、原則的には禁止されていますが、公選法で認められた演説会の会場および街頭演説の場所においてする場合および午前8時から午後8時までの間に選挙運動用自動車の上においてする場合は認められています。

ただし、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保つよう努めなければなりません。

(3) 街頭演説ができない場所

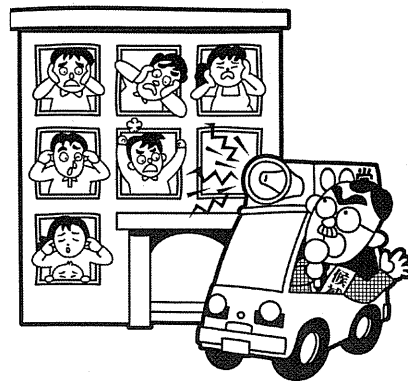
次の建物、施設などにおいては街頭演説はできません。（単なる演説も連呼もできません。）

- (ア) 国または地方公共団体が所有し、または管理している建物（公営住宅を除く。）

- (イ) 汽車、電車、乗合自動車、船舶、停車場その他鉄道地内

- (ロ) 病院、診療所その他の療養施設

- (ハ) 2つ以上の選挙が行われる場合に、1つの選挙の運動期間が他の選挙の投票日にかかるときは、その当日その投票所ま



たは共通投票所を閉じる時刻までの間、投票所または共通投票所の入口から 300 メートル以内の区域

3 政見放送

(1) 政見放送

政見放送は、衆議院議員、参議院議員および知事の選挙においてのみ行われます。

衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者個人の政見放送は行われず、候補者届出政党が選挙運動期間中、NHKおよび基幹放送事業者によって、政見（届出候補者の紹介を含む。）を放送することになります。この場合、これまでのスタジオにおける録音、録画の方式に加えて、候補者届出政党が録音、録画した政見を放送することができる、いわゆるビデオ等の持込み方式が認められています。

これ以外の選挙の候補者（衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙にあっては、名簿届出政党等）は、NHKおよび基幹放送事業者によって、政見（衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙にあっては、名簿登載者の紹介を含む。）を放送することになります。

(2) 放送回数

(ア) 衆議院小選挙区選出議員の選挙

放送局名			放送の回数
N H K	テレビ		1 回
	ラジオ		1 回
福	井	放 送	1 回
福井テレビジョン放送			1 回

(イ) 参議院選挙区選出議員および知事の選挙

放送局名	テ レ ビ	ラ ジ オ
N H K	2 回	2 回
福 井 放 送	1 ～ 2 回	1 回
福井テレビジョン放送	2 ～ 1 回	0 回

※ 福井放送および福井テレビジョン放送のテレビによる放送は、選挙の種類ごとに交互に 1 ～ 2 回実施されます。

(ロ) 衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙

政見放送及び経歴放送実施規程の定めるところにより行われます。

(3) 放送時間

政見放送の放送時間は、衆議院小選挙区選出議員および衆議院比例代表選出議員の選挙においては候補者届出政党または衆議院名簿届出政党等 1 団体 1 回につき 9 分以内、参議院比例代表選出議員の選挙においては参議院名簿届出政党等 1 団体 1 回につき 17 分以内、これ以外の選挙においては候補者 1 人 1 回につき 5 分 30 秒以内です。

(4) 政見放送への手話通訳の付与

政見放送への手話通訳の導入は、衆議院の小選挙区選挙（持ち込みビデオ方式）並びに衆議院及び参議院の比例代表選挙に限られていましたが、平成23年3月に所要の規定が整備され、都道府県知事選挙にも拡大されています。

4 経歴放送

(1) 経歴放送

経歴放送は、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員および知事の選挙の候補者について、テレビおよびラジオにより候補者の氏名、年齢、党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあっては候補者届出政党の名称）、主要な経歴等が放送されます。

(2) 放送回数

NHKは、候補者1人について、衆議院小選挙区選出議員選挙にあってはラジオによりおおむね10回、テレビにより1回、参議院選挙区選出議員および知事の選挙にあってはラジオによりおおむね5回、テレビにより1回放送します。

なお、参議院選挙区選出議員および知事の選挙にあっては、テレビによる政見放送（基幹放送事業者によるものを含む。）の際に経歴放送が併せて行われます。

5 その他の言論による選挙運動

次の方法による選挙運動は、選挙運動期間中は自由に行うことができ、また、誰が行っても差し支えありません。

(1) 幕間演説まくあいえんげつ

幕間演説とは、映画、芝居、演劇等の鑑賞のために劇場等に参集している者に対し、その幕間を利用して行う演説や勤務のためにその場所に参集している者に対し、休憩時間を利用して行う演説等をいいます。

幕間演説は、あくまでも他の目的のためにたまたまその場に居合わせた聴衆に対して行うものであり、その場所で候補者等の演説が行われることをあらかじめ周知して行う場合は演説会とみなされます。

なお、幕間演説は、国、地方公共団体が所有し、または管理する建物、電車、駅の構内など特定の建物および施設、病院等の療養施設において行うことはできません。

(2) 個々面接

個々面接とは、病院、商店等において、その医師、店員等が来客者に投票を依頼したり、街頭やバス、電車、デパートの中でたまたま出会った知人等に投票を依頼する行為をいいます。

(3) 電話による選挙運動

電話による選挙運動は、誰でも自由に行うことができますが、候補者や選挙運動の総括主宰者等から指示されて電話をするような場合は、その料金は選挙運動費用に参入されます。

8 選挙運動用自動車および選挙運動用拡声機

(1) 選挙運動用自動車および選挙運動用拡声機の使用

選挙運動においては、次のとおり自動車および拡声機を使用することができます。

選挙の種類	候補者、政党等の区分	自動車の使用	拡声機の使用	車 種
衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員、地方公共団体の議会の議員および長	候補者	1 台	1 揃	①乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車（屋根、側面、後面の全部または一部が開放されているものおよび屋根の全部または一部が構造上開閉できるものを除く。） ②四輪駆動式の自動車で車両総重量 2 トン以下のもの（屋根、側面、後面の全部または一部が開放されているものを除く。） ③乗車定員 10 人以下の乗用自動車で上記に該当しないもの（二輪自動車以外の自動車については、上面、側面または後面の全部または一部が構造上開放されているものおよび上面の全部または一部が構造上開閉できるものを除く。） ※ 町村の選挙では、上記①～③に加え、小型貨物自動車および軽貨物自動車も可
参議院比例代表選出議員	名簿登載者	2 台	2 揃	
衆議院小選挙区選出議員	候補者届出政党	候補者を届け出た都道府県ごとに、届出候補者数 3 人まで 1 台、超える 10 人ごとに 1 台を追加		車種制限なし
衆議院比例代表選出議員	名簿届出政党等	名簿を届け出た選挙区ごとに、名簿登載者 5 人まで 1 台、超える 10 人ごとに 1 台を追加		車種制限なし

※ 自動車および拡声機を使用する場合は、必ず選管が交付する表示板を掲示しなければなりません。

表示板は、自動車については冷却器の前面、拡声機については送話口の下部等見やすいところにその使用中常時取り付けておく必要があります。

※ 自動車の使用に当たっては、道路交通法上の問題があり、あらかじめ設備外積載の許可を受ける必要がありますので、事前に所轄警察署の確認を受けておくことが適当です。

(2) 選挙運動用自動車に乗車できる人数

候補者、運転手（1 人に限る。）のほか、選管から交付される自動車乗車用腕章を着けた選挙運動員 4 人以内が乗車できます。

(3) 選挙運動用自動車に取り付けて使用する文書

ポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類を掲示でき、それらの記載内容に制限はありません。ちょうちんは高さ 85cm、直径 45cm 以内のものを 1 個しか掲示できません。ポスター、立札および看板の類については数の制限はありませんが、規格は縦 273cm、横 73cm 以内となっています。

(4) 選挙運動用自動車の車上で選挙運動ができるか

走行中の自動車の車上においては、選挙運動はいっさいできません。(ただし、自動車上の連呼行為は許されています。)

停止している自動車の車上においては、街頭演説、連呼行為等を行うことができますが、その種類に応じた規制があります。(例えば、停止した自動車の車上で街頭演説を行う場合は、街頭演説用の標旗を掲げる必要があります。)

9 禁止される選挙運動

1 戸別訪問の禁止

(1) 戸別訪問とは

選挙に際し、投票を依頼したりまたは投票を得させないように依頼する目的で、戸別に選挙人の家を訪問することをいいます。

訪問とは必ずしも選挙人宅に入ることだけをいうものではなく、選挙人宅の庭先、事務所、勤務先などを訪問した場合も、それが投票依頼等を目的としている以上、個別訪問に含まれます。

「あれが、清き 1 票か」



(2) 戸別訪問の類似行為の禁止

投票依頼等の目的をもって選挙人宅を訪問するという直接的な選挙運動でなくとも、戸別に演説会の開催や演説を行うことについて知らせて歩いたり、特定の候補者の氏名または政党その他の政治団体へ名称を言い歩いたりすると、戸別訪問に類似した行為として罰せられます。

(3) こんな行為も禁止されています

(ア) 候補者の著書を持って各戸を訪問し、その購読を勧めること。

書籍の販売を主とするものでも、併せて投票を依頼するときは戸別訪問となり、禁止されます。

(イ) 選挙が行われる直前に、特定候補者の後援会員が各戸を訪問し、その後援会の会員を募集すること。

特定候補者の氏名およびその後援会の名称を言い歩くものとなることから、戸別訪問の類似行為として禁止されます。

問 答

- 問** 選挙人宅付近の道路上へ選挙人を呼び出して投票を依頼することは戸別訪問に当たるか。
- 答** 連続してこれを行えば戸別訪問となり許されない。
- 問** 2人の選挙人宅を日時を異にして訪問することは許されるか。
- 答** 戸別訪問となり許されない。
- 問** 2人以上の者が、それぞれ1戸ずつ訪問することは差し支えないか。
- 答** 相互に意思を通じて行う場合は、戸別訪問となり許されない。
- 問** 他の用件で選挙人宅を訪問した際、ついでに投票を依頼することは許されるか。
- 答** 連続してこのような機会を利用する目的で行われれば、戸別訪問となり許されない。

2 署名運動の禁止

選挙に関し投票を得または得しめない目的をもって署名運動をすることは、戸別訪問の禁止の脱法行為として行われるおそれがあるため禁止されています。例えば、特定の候補者の後援会が会員募集に名を借りて選挙人に対し署名を求める場合などがこれに当たります。ここで禁止される署名は「選挙に関し」行われる署名であり、選挙に関する事項を動機とするいっさいの行為を含むものとされています。

したがって、交通事故撲滅国民総署名運動は、それだけでは選挙に関するものとはいえませんが、ある特定の選挙に際し、交通事故撲滅をその政見の一つとしている候補者がその署名運動を行うような場合には、「選挙に関する」署名運動となる場合が多いといえます。

また、条例の制定改廃などの直接請求のための署名収集もこれに名を借りた選挙運動につながりやすく、選挙の公正を確保する見地からは好ましくないため、選挙期日までの一定期間は禁止されています。



3 人気投票の公表の禁止

何人も、選挙に関する事項を動機として、公職につくべき者を予想する人気投票の経過または結果を公表することはできません。人気投票自体がその方法および動機において必ずしも公正であるとはいいがたく、またその弊害も多いことから禁止されたものです。公表の手段を問わないので、新聞や雑誌はもちろん、テレビ、ラジオ、演説、ポスター、ビラなどいっさいの方法による人気投票の公表が禁止されています。



4 飲食物の提供の禁止

(1) 飲食物の提供とは

選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名目であるものであっても禁止されています。選挙運動は、その性質上、飲食物の提供を伴いやすいので、これによる乱費および飲食物の提供に伴う買収などの弊害を抑制することを目的としています。候補者が第三者に飲食物を提供することはもちろん、第三者が候補者や選挙運動員に提供することも禁止されています。

(2) 提供が禁止される飲食物

提供が禁止される飲食物は、湯茶およびこれに伴い通常用いられる程度の菓子ならびに選挙事務所において選挙運動員や労務者に対して提供される弁当（数の制限があります。）を除いたいっさいの飲食物です。ここにいう飲食物とは、何ら加工をしてもそのまま飲食に供し得るものをいい、弁当、菓子、果物、酒、ビール、サイダー等をいいます。

(3) こんな間違った考えがある

(7) お茶がわりの酒

候補者が、選挙運動員や労務者に対し、慰労のため、酒やビールをお茶がわりに提供することは許されるという考えがありますが、前述のとおり、候補者が提供しようと第三者または選挙運動員の中の誰かが提供しようと、当然に飲食物の提供禁止の規定に違反し、罰せられることになります。

(1) 陣中見舞の酒

陣中見舞として候補者に選挙人から飲食物を提供するのならよいという考えがありますが、これは、我が国の慣習として、一般の祝い、見舞いなどには現金よりも品物、特に酒や菓子を届けるのが通例であるための誤解と思われますが、候補者が提供する場合と同様に禁止されています。



(4) これだけは提供してもよい

(7) 湯茶および菓子

湯茶およびこれに伴い通常用いられる程度の菓子は提供しても差し支えありません。これは、せんべい、まんじゅうなどのようないわゆる「お茶うけ」程度のものをいいます。サンドイッチなどは菓子ではないため提供することができないし、菓子であっても高価な菓子はここでの菓子には含まれません。

(1) 定められた範囲内の弁当

選挙運動期間中、すなわち、立候補の届出のあった日から投票日の前日までの間、選挙運動員または労務者に限り弁当を提供することができます。ただし、提供する者に、次のような枠があります。（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党や衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙（名簿登載者を除く。）においては、弁当は一切提供できません。）

④ 提供できる弁当は、選挙事務所で食事をするための弁当と携行するための弁当で選挙事務所で渡すものに限られます。したがって、選挙運動員や労務者を飲食店や料理屋へ連れて行って弁当を提供することはできません。

また、弁当の価格は、選管が定める弁当料の範囲内でなければなりません。選管が定める弁当料の制限額は、1食当たりの額（通常1,000円）と1日当たりの額（通常3,000円）の2つがあり、双方の制限の範囲内でなければなりません。

- ⑥ 提供できる弁当の数については、公選法はその総枠を定めています。すなわち、候補者1人当たり45食に選挙期日の公示（告示）の日から投票日の前日までの日数を乗じて得た数だけしか提供できないことになっています。

各種選挙において提供できる弁当の数は、次のとおりです。

選挙の種類	選挙事務所の数	提供できる1日当たりの弁当の数	選挙期日の公示(告示)の日から選挙の前日までの日数	提供できる弁当の総数
衆議院小選挙区選出議員	1か所	45食	12日	540食
参議院選挙区選出議員	1か所	45食	17日	765食
参議院比例代表選出議員 (名簿登載者に限る。)	1か所	45食	17日	765食
知事	1か所	45食	17日	765食
県議会議員	1か所	45食	9日	405食
市長・市議会議員	1か所	45食	7日	315食
町村長・町村議会議員	1か所	45食	5日	225食

5 氣勢を張る行為の禁止

氣勢を張る行為として、自動車を何台も連ねて走ったり、鉢巻やタスキがけで隊伍を組んで往来したりすること、街頭演説に聴衆を集めるためサイレンを吹き鳴らす行為などが考えられますが、これらはすべて禁止されています。

問 答

問 選挙運動員および労務者に対して提供する弁当は、

- (1) いつ提供できるか。
- (2) どこで提供できるか。

答 (1) 立候補の届出をした後、投票日の前日までに限って提供できる。
(2) 選挙事務所においてのみ提供できる。

問 選挙運動員が食材を持ち込んで加工し、第三者に提供しても差し支えないか。

答 違反となる。

問 たまたま選挙事務所に来た人に食事を出すことはできるか。

答 選挙運動員や労務者でなく、たまたまあいさつにきた選挙人に対して昼食や夕食を出すことは許されず、食事を提供した者は処罰される。

問 候補者が選挙運動員等に酒を贈ることはできるか。

答 候補者が選挙運動員や労務者に慰労の意味を込めて酒を贈ることは違反となる。

10 公営による選挙運動

選挙運動には、候補者自身が費用を負担して行うものと国や地方公共団体が一定のルールにより費用を負担するものがあり、後者を公営による選挙運動といいます。

公選法は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度を採用しており、その概要は次のとおりです。

○選挙公営の種類

区分	選挙の種類 関係 法令	衆議院小選挙 区選出議員		衆議院 比 例 代表選 出議員	参議院 選挙区 選 出 議 員	参 議 院 比 例 代表選出議員		知 事	県 議 会 議 員	市 町 長	市町村 議 会 員
		候補者 届 出 政 党	候補者			名 簿 届 出 政 党	名 簿 登 載 者				
1 選挙管理委員会がその全部を行うもの											
投票記載所の氏名 等の掲示	法 175 (263, 264)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 内容は候補者等が提供するが、その実施は選挙管理委員会が行うもの											
ポスター掲示場の 設置	法 144 の 2 144 の 4 (263, 264)		○		○			○	□	□	□
選挙公報の発行	法 167 172 の 2 (262, 264)		○	○	○	○		○	□	□	□
3 選挙管理委員会は便宜を提供するが、その実施は候補者が行うもの											
演説会(個人・政 党・政党等)の公営 施設使用	法 161 164 (263, 264)	△	○	△	○		○	○	○	○	○
4 選挙管理委員会は実施には直接関与せず、その経費の負担のみを行うもの											
選挙運動用自動車 の使用	法 141 (263, 264)	△	◎	△	◎		◎	□	□	□ (市長のみ)	□ (市議のみ)
通常葉書の交付	法 142 (263, 264)	△	○		○		○	○	○	○	○
通常葉書の作成	法 142 (263)	△	◎		◎		◎	△	△	△	△
ビ ラ の 作 成	法 142 (263)	△	◎	△	◎		◎	□	□ ※1	□ (市長のみ)	□ (市議 のみ)※1
選挙事務所の立 札・看板の作成	法 143 (263)	△	◎	△	◎	△	◎	△	△	△	△
選挙運動用自動車等 の立札・看板の作成	法 143 (263)	△	◎	△	◎		◎	△	△	△	△
ポスターの作成	法 143 (263, 264)	△	◎	△	◎		◎	□	□	□ (市長のみ)	□ (市議のみ)
新 聞 広 告	法 149 (263, 264)	○	○	●	○	●		○	△	△	△
政 見 放 送	法 150 (263, 264)	○		○	○	○		○			
経 歴 放 送	法 151 (263, 264)		○		○			○			
演説会場(個人・政 党・政党等)の立 札・看板の作成)	法 163 164 の 2 (263)	△	◎	△	◎		△	△	△	△	△
特殊乗車券の無料 交付	法 176 (263, 264)		○		○		○	○			

備考 ◎は供託物が国庫に帰属することとならない場合(参議院比例代表選挙にあっては、当選人となるべき順位が当該

候補者に係る名簿届出政党等の当選人の数の2倍までにある場合)に限り公営で行われるもの、●印は得票数が一定数(衆議院比例代表選挙にあっては選挙区における有効投票総数の100分の2、参議院比例代表選挙にあっては有効投票総数の100分の1)以上である場合に限り公営で行われるもの、○印は公営で行われるもの、△印は公営で行われないもの、□印は県または市町村の条例により公営で行うことができるもの、空欄は制度のないものを示す。

※1 平成29年の公職選挙法の改正により、平成31年3月1日以後に期日を告示される選挙から、県議会議員および市議会議員の選挙においても、選挙運動用ビラの頒布ができることとなっています。

11 投票日後のあいさつ行為

投票日後においては、もはや選挙運動ということは考えられませんが、投票日後においても当選または落選に関して選挙人にあいさつする目的をもって、次のような行為をすることはできません。

- (7) 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- (イ) 自筆の信書および当選または落選に関する祝辞や見舞等の答礼のためにする信書ならびにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか、文書などを頒布し、または掲示すること。
- (ウ) 新聞または雑誌を利用すること。
- (エ) 放送設備を利用して放送すること。
- (オ) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (カ) 自動車を連れ、または隊伍を組んで往来するなどによって氣勢を張る行為をすること。
- (キ) 当選に関する答礼のため当選人の氏名または政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

問 答

問 ホームページに当選のあいさつを掲載することや、電子メールで当選のあいさつをすることはできるか。

答 インターネットを利用したものであり、差し支えない。

12 選挙運動費用

1 選挙運動費用の制限額

衆議院比例代表選出議員の選挙を除く各選挙における選挙運動費用の制限額は次の表のとおりであり、この制限額を超えて支出すると当選が無効になります。

衆議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における各候補者の出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄附その他の収入や支出に関する事項を記載した選挙運動費用収支報告書を投票日から15日以内にその選挙に関する事務を管理する選管に提出しなければなりません。

収支報告書を受理した選管は、その要旨を公報(市町村の選挙にあっては、当該市町村の選管があらかじめ定めた方法)で公表します。また、収支報告書は選管において受理した日から3年間保存され、その期間中は誰でも閲覧することができます。

○法定選挙費用

選挙の種類	法定制限額
衆議院小選挙区選出議員	公示（告示）の日の選挙人名簿登録者数 × 15 円 + 1,910 万円
参議院選挙区選出議員	$\frac{\text{公示（告示）の日の選挙人名簿登録者数}}{\text{その選挙区内の議員定数}} \times 15 \text{ 円} + 2,370 \text{ 万円}$
参議院比例代表選出議員 （名簿登載者）	5,200 万円
知 事	告示の日の選挙人名簿登録者数 × 7 円 + 2,420 万円
指定都市以外の市の長	〃 × 81 円 + 310 万円
町 村 長	〃 × 110 円 + 130 万円
県 議 会 議 員	$\frac{\text{告示の日のその選挙区内の選挙人名簿登録者数}}{\text{その選挙区内の議員定数}} \times 83 \text{ 円} + 390 \text{ 万円}$
指定都市以外の市の 議 会 議 員	〃 × 501 円 + 220 万円
町 村 議 会 議 員	〃 × 1,120 円 + 90 万円

2 選挙運動員または労務者に対する実費弁償および報酬の支給

各選挙の選挙運動員および労務者に対する実費弁償および報酬には、選挙運動費用が膨大にならないよう、一定の制限が設けられています。

なお、この制限に違反すると、多くの場合は買収の推定を受けることになるため、十分注意する必要があります。

(1) 実費弁償

実費弁償は、選挙運動員および選挙運動のために使用される労務者に対して支給することができます。この場合、鉄道賃、車賃、宿泊料、弁当料などについてそれぞれ金額の制限があります。選挙運動員に対しては弁当料および茶菓料の実費を支給できますが、労務者に対しては支給できません。また、選挙運動員には食料料を含んだ宿泊料が支給できますが、労務者には食料料を除いた宿泊料しか支給することができません。

(2) 報酬

報酬とは、一定の役務に対する給付をいい、選挙運動のために使用する労務者、事務員、専ら選挙運動用自動車の上において選挙運動のために使用する者（いわゆる「ウグイス嬢」等）、専ら手話通訳のために使用する者および専ら要約筆記のために使用する者に限り支給することができます。

なお、支給することができる額および支給することができる者の数については、一定の制限があります。

〔出納責任者〕

出納責任者とは、候補者の選挙運動費用の収支や経理についていっさいの責任を負う者をいいます。出納責任者は候補者か、候補者届出政党、推薦届出者（この場合には候補者の承諾が必要）が選任します。また、候補者自身がなってもよいことになっています。

出納責任者を選任したときは、直ちに氏名、住所、職業、生年月日および選任年月日ならびに候補者氏名を選管に文書で届け出なければならず、この届出をした後でなければ選挙運動のために寄附を受け、または支払をすることができません。

出納責任者が支出できる金額の最高額は、選任者が定めることになっています。（衆議院比例代表選出議員の選挙においては、出納責任者の制度はありません。）

〔選挙運動のために使用する事務員〕

選挙運動のために使用する事務員とは、選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇用した者をいい、総括主宰者、出納責任者などの選挙運動の枢機に参画するような者や親族、友人など特別の信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。

また、報酬を支給することができる事務員は、衆議院比例代表選出議員の選挙を除く各選挙において、政令で定める員数の範囲内で選管に届け出た者に限ります。なお、衆議院小選挙区選出議員および衆議院比例代表選出議員の選挙においては、候補者届出政党または衆議院名簿届出政党等も、選挙運動のために使用する事務員に対して報酬を支給することができます。

〔選挙運動のために使用する労務者〕

選挙運動のために使用する労務者とは、立候補準備行為および選挙運動に付随して行う単純な機械的労務（葉書の宛名書きおよび発送、看板の運搬、自動車の運転等）で、自らの労務の対価として報酬の取得を目的とする行為に従事する者をいいます。

〔専ら選挙運動用自動車の上において選挙運動のために使用する者〕

専ら選挙運動用自動車の上において選挙運動のために使用する者とは、選挙運動用自動車の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用した者をいいます。いわゆるウグイス嬢等がこれに当たります。

〔専ら手話通訳のために使用する者〕

専ら手話通訳のために使用する者とは、政見放送や演説会等において手話通訳をする者など、手話通訳をすることを本務として雇用した者をいいます。

〔専ら要約筆記のために使用する者〕

専ら要約筆記のために使用する者とは、候補者の口述を要約して文書図画に表示することを本務として雇用した者をいいます。

〈参考〉

各選挙における主な選挙運動の手段

項 目	衆 議 院 小 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙	
	候 補 者	候 補 者 届 出 政 党
選挙事務所	・ 1 か所 ・ 県の選管から交付される標札を入口に掲示 ・ 縦 350cm×横 100cm 以内のポスター、立札および看板の類を 3 以内、高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可	・ 候補者を届け出た選挙区ごとに 1 か所 ・ 縦 350cm×横 100cm 以内のポスター、立札および看板の類を 3 以内、高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可
自動車・ 拡声機	・ 各 1 ・ 自動車には、県の選管から交付される表示板を冷却器の前面その他の見やすい場所に掲示 ・ 拡声機には、県の選管から交付される表示板をマイクロフォンの下部等一定の場所に掲示 ・ 自動車には候補者、運転手（1 人）のほか、県の選管から交付される乗車用腕章を着けた運動員 4 人以内のみ乗車可 ・ 自動車には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可	候補者を届け出た都道府県において （届出候補者数 3 人まで） 各 1 （超える 10 人ごと） 各 1 追加 ・ 自動車には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可
通常葉書	・ 35,000 枚以内	候補者を届け出た都道府県において 20,000 枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内
ビ ラ	・ 2 種類以内 ・ 70,000 枚以内 ・ 規格は長さ 29.7cm×幅 21cm (A 4 版) 以内 ・ 県の選管が交付する証紙を貼付 ・ 表面に頒布責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載	候補者を届け出た都道府県において ・ 種類制限なし ・ 40,000 枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内（ただし、候補者を届け出た選挙区ごとに 40,000 枚以内） ・ 都道府県選管が交付する証紙を貼付 ・ 表面に頒布責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）、候補者届出政党の名称を記載 ・ 規格は長さ 42cm×幅 29.7cm (A 3 版) 以内
ポ ス タ ー	・ ポスター掲示場ごとに 1 枚 ・ 規格は長さ 42cm×幅 30cm 以内（個人演説会告知用ポスターと合わせて作成する場合は長さ 42cm×幅 40cm 以内） ・ 表面に掲示責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載	候補者を届け出た都道府県において ・ 種類制限なし ・ 1,000 枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内（ただし、候補者を届け出た選挙区ごとに 1,000 枚以内） ・ 都道府県選管が交付する証紙を貼付 ・ 表面に掲示責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）、候補者届出政党の名称を記載 ・ 規格は長さ 85cm×幅 60cm 以内

項 目	衆 議 院 小 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙	
	候 補 者	候 補 者 届 出 政 党
新 聞 広 告	・横 9.6cm×縦 2 段組以内 ・ 5 回以内	・ 当該都道府県における届出候補者数（16 人を超える場合は 16 人）に応じて定められた寸法および回数
政 見 放 送	なし	・ NHK、基幹放送事業者 ・ 当該都道府県における届出候補者数（12 人を超える場合は 12 人）に応じて定められた時間数以内 ・ 1 回 9 分以内
経 歴 放 送	・ NHK ・ ラジオおおむね 10 回、テレビ 1 回	なし
個 人 演 説 会 政 党 演 説 会	・ 回数制限なし（ただし、同時開催 5 か所以内） ・ 個人演説会場内には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可 ・ 個人演説会場の外では、県の選管から交付される表示板を付けた縦 273cm×横 73cm 以内の立札および看板の類（表面に掲示責任者の住所、氏名が記載されたもの）を 1 以上掲示	・ 回数制限なし（ただし、候補者を届け出た選挙区において同時開催 2 か所以内） ・ 候補者の届出を行わない選挙区においては開催不可 ・ 政党演説会場内では、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可 ・ 政党演説会場の外では、都道府県選管から交付される表示板を付けた縦 273cm×横 73cm 以内の立札および看板の類（表面に掲示責任者の住所、氏名が記載されたもの）を 1 以上掲示
街 頭 演 説	・ 演説者が、その場所にとどまり、標旗（候補者 1 人 1 本）を掲げて実施 ・ 午前 8 時から午後 8 時まで ・ 選挙運動員数は、候補者 1 人につき 15 人以内（県の選管から交付される腕章を着用）	・ 停止した選挙運動用自動車の車上およびその周囲 ・ 午前 8 時から午後 8 時まで ・ 選挙運動員数の制限なし
選 挙 公 報	・ 選挙ごとに 1 回発行	—
パンフレット・書籍 (マニフェスト)	頒布できない	（比例代表選挙とあわせて） ・ 総務大臣に届け出た 2 種類以内（うち 1 種類は要旨等を記載したもの） ・ 数量制限なし ・ 規格制限なし

項 目	衆 議 院 比 例 代 表 選 出 議 員 選 挙
	名 簿 届 出 政 党 等
選挙事務所	・名簿を届け出た選挙区内の都道府県ごとに1か所 ・中央選挙管理会から交付される標札を入口に掲示 ・縦 350cm×横 100cm 以内のポスター、立札および看板の類を3以内、高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を1以内掲示可
自動車・拡声機	・名簿を届け出た選挙区において （名簿搭載者5人まで） 各1 （超える10人ごと） 各1追加 ・自動車には、中央選挙会から交付される表示板を冷却器の前面その他の見やすい場所に掲示 ・拡声器には、中央選挙管理会から交付される表示板をマイクロフォンの下部等一定の場所に掲示 ・自動車には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を1以内掲示可
通常葉書	頒布できない
ビラ	名簿を届け出た選挙区において ・2種類以内 ・枚数制限なし ・規格制限なし ・表面に頒布責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）、名簿届出政党等の名称、名簿届出政党等のビラである旨を表示する記号を記載
ポスター	名簿を届け出た選挙区において ・3種類以内 ・500枚に当該ブロックにおける名簿登載者数を乗じて得た枚数以内 ・規格は長さ 85cm×幅 60cm 以内 ・中央選挙管理会が交付する証紙を貼付 ・表面に掲示責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）、名簿届出政党等の名称、中央選挙管理会へ届け出たポスターである旨を表示する記号を記載
新聞広告	・当該選挙区における名簿登載者数（28人を超える場合は28人）に応じて定められた寸法および回数
政見放送	・NHK、基幹放送事業者 ・当該選挙区における名簿登載者数（28人を超える場合は28人）に応じて定められた時間数以内
経歴放送	なし
政党等演説会	・回数制限なし（ただし、名簿を届け出た選挙区において同時開催8か所以内） ・会場内には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を1以内掲示可 ・会場の外では、中央選挙管理会から交付される表示板を付けた縦 273cm×横 73cm 以内の立札および看板の類（表面に掲示責任者の住所、氏名、名簿届出政党等の名称が記載されたもの）を1以上掲示
街頭演説	・停止した選挙運動用自動車の車上およびその周囲で実施 ・演説者が、その場所にとどまり、標旗を掲げて実施（中央選挙管理会から交付される標旗は、届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、当該衆議院比例代表選出議員の選挙において選挙すべき議員の数に相当する本数） ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員数の制限なし
選挙公報	・選挙ごとに1回発行 ・選挙区における名簿登載者数（28人を超える場合は28人）に応じて定められた寸法
パンフレット・書籍（マニフェスト）	（小選挙区選挙とあわせて） ・総務大臣に届け出た2種類以内（うち1種類は要旨等を記載したもの） ・数量制限なし ・規格制限なし

項 目	参 議 院 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙
	候 補 者 個 人
選挙事務所	・ 1 か所 ・ 県の選管から交付される標札を入口に掲示 ・ 縦 350cm×横 100cm 以内のポスター、立札および看板の類を 3 以内、高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可
自動車・ 拡 声 機	・ 各 1 ・ 自動車には、県の選管から交付される表示板を冷却器の前面その他の見やすい場所に掲示 ・ 拡声機には、県の選管から交付される表示板をマイクロフォンの下部等一定の場所に掲示 ・ 自動車には、候補者、運転手（1 人）のほか、県の選管から交付される乗車用腕章を着けた運動員 4 人以内のみ乗車可 ・ 自動車には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可
通常葉書	・ 37,500 枚以内（福井県の場合）※ 1
ビ ラ	・ 2 種類以内 ・ 115,000 枚以内（福井県の場合）※ 2 ・ 規格は長さ 29.7cm×幅 21cm（A 4 版）以内 ・ 県の選管が交付する証紙を貼付 ・ 表面に頒布責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載
ポ ス タ ー	・ ポスター掲示場ごとに 1 枚 ・ 規格は長さ 42cm×幅 30cm 以内（個人演説会告知用ポスターとあわせて作成する場合は長さ 42cm×幅 40cm 以内） ・ 表面に掲示責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載
新 聞 広 告	・ 横 9.6cm×縦 2 段組以内 ・ 5 回以内
政 見 放 送	・ NHK、基幹放送事業者 ・ NHK（テレビ 2 回、ラジオ 2 回）、基幹放送事業者 4 回 ・ 1 回 5 分 30 秒以内
経 歴 放 送	・ NHK ・ ラジオおおむね 5 回、テレビ 1 回 ただし、これとは別に、NHKおよび一般放送事業者がテレビによる政見放送を行う際に、併せて経歴放送を実施
個人演説会	・ 回数制限なし（ただし、同時開催 5 か所以内） ・ 会場内には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可 ・ 会場の外では、県の選管から交付される表示板を付けた縦 273cm×横 73cm 以内の立札および看板の類（表面に掲示責任者の住所、氏名が記載されたもの）を 1 以上掲示
街 頭 演 説	・ 演説者が、その場所にとどまり、標旗（候補者 1 人 1 本）を掲げて実施 ・ 午前 8 時から午後 8 時まで ・ 選挙運動員数は、候補者 1 人につき 15 人以内（県の選管から交付される腕章を着用）
選 挙 公 報	・ 選挙ごとに 1 回発行
パンフレット・ 書籍（マニフェスト）	頒布できない

※ 1 福井県の衆議院小選挙区選挙の選挙区数が「2 区」の場合の枚数です。頒布枚数は 35,000 枚＋（衆議院小選挙区選挙の選挙区数－1）×2,500 枚として計算されます。

※ 2 福井県の衆議院小選挙区選挙の選挙区数が「2 区」の場合の枚数です。頒布枚数は 100,000 枚＋（衆議院小選挙区選挙の選挙区数－1）×15,000 枚として計算されます。

項 目	参 議 院 比 例 代 表 選 出 議 員 選 挙	
	名 簿 登 載 者	名 簿 届 出 政 党 等
選挙事務所	・1か所 ・中央選挙管理会から交付される標札を入口に掲示 ・縦 350cm×横 100cm 以内のポスター、立札および看板の類を3以内、高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を1以内掲示可	・都道府県ごとに1か所 ・中央選挙管理会から交付される標札を入口に掲示 ・縦 350cm×横 100cm 以内のポスター、立札および看板の類を3以内、高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を1以内掲示可
自動車・拡声機	・各2 ・自動車には、中央選挙管理会から交付される表示板を冷却器の前面その他見やすい場所に掲示 ・拡声機には、中央選挙管理会から交付される表示板をマイクロフォンの下部等一定の場所に掲示 ・自動車には、名簿登載者、運転手（1人）のほか、中央選挙管理会から交付される乗車用腕章を着けた運動員4人以内のみ乗車可 ・自動車には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を1以内掲示可	使用できない
通常葉書	・150,000 枚以内	頒布できない
ビラ	・2種類以内 ・250,000 枚以内 ・規格は長さ 29.7cm×幅 21cm（A4版）以内 ・中央選挙管理会が交付する証紙を貼付 ・表面に頒布責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）、当該名簿登載者に係る名簿届出政党等の名称を記載	頒布できない
ポスター	・70,000 枚以内 ・規格は長さ 42cm×幅 30cm 以内 ・中央選挙管理会が交付する証紙を貼付 ・表面に掲示責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）、当該名簿登載者に係る名簿届出政党等の名称を記載	掲示できない
新聞広告	なし（政党等枠で行う）	・名簿登載者数（25人を超える場合は25人）に応じて定められた寸法および回数
政見放送	なし（政党等枠で行う）	・NHK ・名簿登載者数（25人を超える場合は25人）に応じて定められた回数および時間数
経歴放送	なし	なし
個人演説会	・回数制限なし ・会場内には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を1以内掲示可 ・会場の外では、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（表面に掲示責任者の住所、氏名および名簿届出政党等の名称が記載されたもの）を会場ごとに通じて2以内、高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんを1以内掲示可（会場内にちょうちんを掲示した場合は、会場外には掲示不可）	—
街頭演説	・演説者が、その場にとどまり、標旗（名簿登載者1人6本）を掲げて実施 ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員数は、名簿登載者1人につき15人以内（中央選挙管理会から交付される腕章を着用）	—
選挙公報	・選挙ごとに1回発行	・選挙ごとに1回発行 ・名簿登載者数（25人を超える場合は25人）に応じて定められた寸法
パンフレット・書籍（マニフェスト）	頒布できない	・総務大臣に届け出た2種類以内（うち1種類は要旨等を記載したもの） ・数量制限なし ・規格制限なし

項 目	知 事 選 挙	県 議 会 議 員 選 挙
選 挙 事 務 所	・ 1 か所 ・ 県の選管から交付される標札を入口に掲示 ・ 縦 350cm×横 100cm 以内のポスター、立札および看板の類を 3 以内、高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可	・ 1 か所 ・ 縦 350cm×横 100cm 以内のポスター、立札および看板の類を 3 以内、高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可
自 動 車 ・ 拡 声 機	・ 各 1 ・ 自動車には、県の選管から交付される表示板を冷却器の前面その他の見やすい場所に掲示 ・ 拡声機には、県の選管から交付される表示板をマイクロフォンの下部等一定の場所に掲示 ・ 自動車には、候補者、運転手（1 人）のほか、県の選管から交付される乗車用腕章を着けた運動員 4 人以内のみ乗車可 ・ 自動車には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可	・ 各 1 ・ 自動車には、県の選管から交付される表示板を冷却器の前面その他の見やすい場所に掲示 ・ 拡声機には、県の選管から交付される表示板をマイクロフォンの下部等一定の場所に掲示 ・ 自動車には、候補者、運転手（1 人）のほか、県の選管から交付される乗車用腕章を着けた運動員 4 人以内のみ乗車可 ・ 自動車には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可
通 常 葉 書	・ 37,500 枚以内（福井県の場合）※ 1	・ 8,000 枚以内
ビ ラ	・ 2 種類以内 ・ 115,000 枚以内（福井県の場合）※ 2 ・ 規格は長さ 29.7cm×幅 21cm（A 4 版）以内 ・ 県の選管が交付する証紙を貼付 ・ 表面に頒布責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載	・ 2 種類以内 ※ 3 ・ 16,000 枚以内 ・ 規格は長さ 29.7cm×幅 21cm（A 4 版）以内 ・ 県の選管が交付する証紙を貼付 ・ 表面に頒布責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載
ポ ス タ ー	・ ポスター掲示場ごとに 1 枚 ・ 規格は長さ 42cm×幅 30cm 以内（個人演説会告知用ポスターと合わせて作成する場合は長さ 42cm×幅 40cm 以内） ・ 表面に掲示責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載	・ ポスター掲示場ごとに 1 枚 ・ 規格は長さ 42cm×幅 30cm 以内 ・ 表面に掲示責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載
新 聞 広 告	・ 横 9.6cm×縦 2 段組以内 ・ 4 回以内	・ 横 9.6cm×縦 2 段組以内 ・ 2 回以内
政 見 放 送	・ NHK、基幹放送事業者・ 1 回 5 分 30 秒以内	—
経 歴 放 送	・ NHK ・ ラジオおおむね 5 回、テレビ 1 回 ただし、これとは別に、NHK および一般放送事業者がテレビによる政見放送を行う際に、併せて経歴放送を実施	—
個 人 演 説 会	・ 回数制限なし（ただし、同時開催 5 か所以内） ・ 会場内には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可 ・ 会場の外では、県の選管から交付される表示板を付けた縦 273cm×横 73cm 以内の立札および看板の類（表面に掲示責任者の住所、氏名が記載されたもの）を 1 以上掲示	・ 回数制限なし ・ 会場内には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可 ・ 会場の外では、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（表面に掲示責任者の住所、氏名が記載されたもの）を会場ごとに通じて 2 以内、高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんを 1 以内掲示可（会場内にちょうちんを掲示した場合は、会場外には掲示不可）
街 頭 演 説	・ 演説者が、その場所にとどまり、標旗（候補者 1 人 1 本）を掲げて実施 ・ 午前 8 時から午後 8 時まで ・ 選挙運動員数は、演説を行う場所ごとに候補者 1 人につき 15 人以内（県の選管から交付される腕章を着用）	・ 演説者が、その場所にとどまり、標旗（候補者 1 人 1 本）を掲げて実施 ・ 午前 8 時から午後 8 時まで ・ 選挙運動員数は、演説を行う場所ごとに候補者 1 人につき 15 人以内（県の選管から交付される腕章を着用）
選 挙 公 報	・ 選挙ごとに 1 回発行	条例で選挙公報を発行すべきことを定めている場合は発行（福井県の場合は、条例制定により次の任期満了による一般選挙から発行）
パンフレット・書籍（マニフェスト）	頒布できない	頒布できない

- ※ 1 福井県の衆議院小選挙区選挙の選挙区数が「2 区」の場合の枚数です。頒布枚数は 35,000 枚＋（衆議院小選挙区選挙の選挙区数－1）×2,500 枚として計算されます。
- ※ 2 福井県の衆議院小選挙区選挙の選挙区数が「2 区」の場合の枚数です。頒布枚数は 100,000 枚＋（衆議院小選挙区選挙の選挙区数－1）×15,000 枚として計算されます。
- ※ 3 平成 29 年の公職選挙法の改正により、平成 31 年 3 月 1 日以後に期日を告示される選挙から、県議会議員および市議会議員の選挙においても、選挙運動用ビラの頒布ができることとなっています。

項 目	市 町 村 長 選 挙 ・ 市 町 村 議 会 議 員 選 挙
選挙事務所	・ 1 か所 ・ 縦 350cm×横 100cm 以内のポスター、立札および看板の類を 3 以内、高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可
自動車・ 拡 声 機	・ 各 1 ・ 自動車には、市（町）の選管から交付される表示板を冷却器の前面その他の見やすい場所に掲示 ・ 拡声機には、市（町）の選管から交付される表示板をマイクロフォンの下部等一定の場所に掲示 ・ 自動車には、候補者、運転手（1 人）のほか、市（町）の選管から交付される乗車用腕章を着けた運動員 4 人以内のみ乗車可 ・ 自動車には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可
通 常 葉 書	・ 市 長 8,000 枚以内 ・ 市 議 会 議 員 2,000 枚以内 ・ 町 村 長 2,500 枚以内 ・ 町村議会議員 800 枚以内
ビ ラ	・ 市 長 2 種類以内、16,000 枚以内（市の選管が交付する証紙を貼付、表面に頒布責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載） ・ 市議会議員 2 種類以内、4,000 枚以内（市の選管が交付する証紙を貼付、表面に頒布責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載）※ 1 ・ 町村長 2 種類以内、5,000 枚以内（町の選管が交付する証紙を貼付、表面に頒布責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載） ・ 町村議会議員 頒布できない
ポ ス タ ー	・ 条例によりポスター掲示場を設けた場合は、当該ポスター掲示場ごとに 1 枚 ・ 表面に掲示責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載
新 聞 広 告	・ 横 9.6cm×縦 2 段組以内 ・ 2 回以内
政 見 放 送	なし
経 歴 放 送	なし
個人演説会	・ 回数制限なし ・ 会場内には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可 ・ 会場の外では、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（表面に掲示責任者の住所、氏名が記載されたもの）を会場ごとに通じて 2 以内、高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんを 1 以内掲示可（会場内にちょうちんを掲示した場合は、会場外には掲示不可）
街 頭 演 説	・ 演説者が、その場所にとどまり、標旗（候補者 1 人 1 本）を掲げて実施 ・ 午前 8 時から午後 8 時まで ・ 選挙運動員数は、候補者 1 人につき 15 人以内（市（町）の選管から交付される腕章を着用）
選 挙 公 報	条例で選挙公報を発行すべきことを定めている場合は発行（福井県の場合は、すべての市町が、選挙公報を発行すべきことを条例で定めている。）
パンフレット・ 書籍 (マニフェスト)	頒布できない

※ 1 平成 29 年の公職選挙法の改正により、平成 31 年 3 月 1 日以後に期日を告示される選挙から、県議会議員および市議会議員の選挙においても、選挙運動用ビラの頒布ができることとなっています。